

# 令和2年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設  
入所者生活介護

短期入所生活介護

# 目 次

## **(地域密着型) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護**

<b>【(地域密着型) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護】</b>	
介護老人福祉施設 人員基準 .....	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 人員基準 .....	1
（介護予防）短期入所生活介護 人員基準 .....	2
ユニット型施設における勤務体制 .....	2
入所決定の手続き .....	3
介護老人福祉施設等への特例入所 .....	4
精神科を担当する医師に係る加算 .....	5
初期加算 .....	5
看護体制加算 .....	6
【短期入所】緊急短期入所受入加算 .....	7
【短期入所】長期利用に係る報酬の取扱い .....	8

# 介護老人福祉施設 人員基準

基準省令：(H11 厚令39)

職種	人員基準
医師	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
生活相談員	入所者数が100又はその端数を増すごとに1以上（1人は常勤）
介護職員又は看護職員	常勤換算方法で、入所者数が3又はその端数を増すごとに1以上 ※介護職員のうち1人以上は常勤
看護職員	入所者数30以下・・・1以上 入所者数 30超50以下 2以上 入所者数 50超130以下 3以上 入所者数 131超 3 + （入所者数50増すごとに1）以上 ※1人以上は常勤
栄養士	1以上
機能訓練指導員	1以上
介護支援専門員	1以上（入所者数が100又はその端数を増すごとに1以上を標準）

# 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 人員基準

基準省令：(H18 厚労令34)

職種	人員基準
医師	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（※2）
生活相談員	1以上（常勤）（※3）
介護職員又は看護職員	常勤換算方法で、入所者数が3又はその端数を増すごとに1以上 ※介護職員のうち1人以上は常勤
看護職員	1以上 ※1人以上は常勤（※3）
栄養士	1以上（※1）
機能訓練指導員	1以上（※1）
介護支援専門員	1以上（※1・※2）

- ※1 サテライト型居住施設の本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設）の職員により入所者の処遇が適切に行われる場合は、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員を配置しないことができます。
- ※2 サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合は、医師・介護支援専門員の数は、本体施設・サテライト型居住施設の入所者の合計数を基に算出します。
- ※3 サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上

## (介護予防) 短期入所生活介護 人員基準

基準省令：(H11 厚令37)

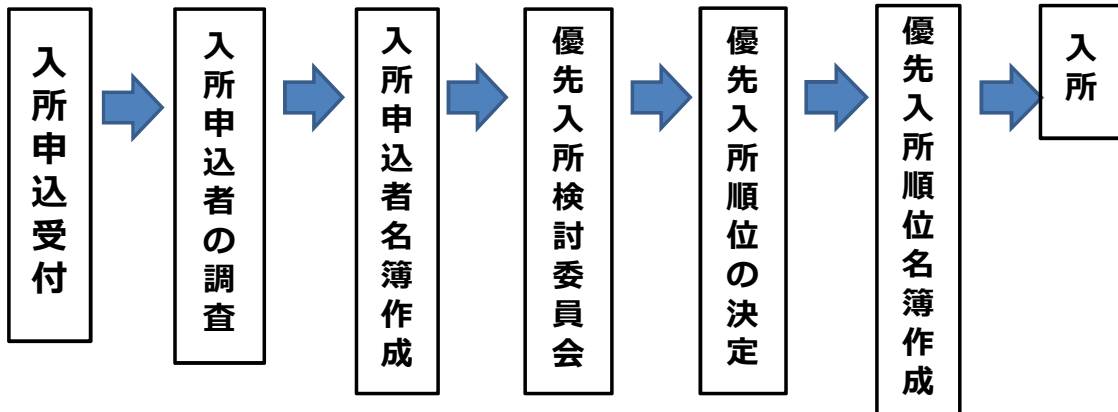
職種	人員基準
医師	1人以上
生活相談員	利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
介護職員又は看護職員	常勤換算方法で、入所者数が3又はその端数を増すごとに1人以上
栄養士	1人以上
機能訓練指導員	1人以上
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数

## ユニット型施設における勤務体制

基準省令：(H11 厚令37)、(H11 厚令39)、(H18 厚労令34)

職種等	人員基準
介護職員又は看護職員の配置	昼間 ユニットごとに常時1人以上 夜間、深夜 2ユニットごとに1人以上
ユニットごとの配置	常勤のユニットリーダーのうち、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を2人以上（2ユニット以下の施設は1人以上）を配置すること ※ユニットリーダー研修を受講した者が、受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達し、ユニットケアに関して指導及び助言を行うこと

## 入所決定の手続き



### 【不適切な事例】

- ・ 入所判定対象者の入所の決定にあたり、入所に関する検討のための委員会における協議内容の記録がない。
- ・ 入所申込から長期間経過した入所申込者について、介護の必要の程度や家族の状況等の把握（追跡調査）をしていない。

### 【メモ】

## 介護老人福祉施設等への特列入所

平成27年4月1日から施設への入所は原則要介護3以上となりました。施設は、要介護1又は2の入所申込者の手続きに当たり、以下の内容に留意してください。

### 【入所申込受付時の対応について】

- ① 「平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の要介護者に限定され、要介護1又は2の要介護者が居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合に特例的な施設への入所が認められること」について、入所申込書に特列入所の要件を具体的に記載した上で、その内容について丁寧に説明を行うこと。
- ② 特列入所の要件への該当に関する**入所申込者の考え方を記載してもらう**こと。
- ③ 入所申込者から特列入所の要件に該当している旨の申し立てがある場合には、入所申込みを受付けない取扱いとは認められない。

### 【市への意見照会について】

- 標準様式1「指定介護老人福祉施設等の特列入所に関する意見照会について」のほか、特列入所対象者に該当すると判断した理由や参考となる資料を添付し提出してください。
- 原則として、優先入所検討委員会の開催予定日の3週間前までに、意見照会をしていただきますようお願いいたします。
- 市の意見表明後、施設にて特列入所対象者に該当するか否かの判断を行い、判断結果を市へ報告してください。

## 精神科を担当する医師に係る加算

### 【対象者】

- イ. 医師が認知症と診断した者
- ロ. 旧措置入所者にあつては、前記イにかかわらず、従来の「老人福祉法による特別養護老人ホームにおける認知症老人等介護加算制度について」における認知症老人介護加算の対象者に該当している場合は、医師の診断は必要としない。

### 【算定要件】

- 認知症である入所者が全入所者の**3分の1以上**を占めること。
- 精神科を担当する医師による定期的な療養指導が**月に2回以上**行う。

### 【不適切な事例】

- 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める要件を満たすことが分かる記録がない事例があった。

## 初期加算

### 【初期加算の算定要件】

- 当該入所者が、過去3月間（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする）の間に、当該介護老人福祉施設に入所したことがない場合。
- 当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護を利用していた者が、日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む）については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定すること。
- 30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合は、上記にかかわらず、初期加算の算定は可能。

# 看護体制加算

## 算定要件

	看護体制加算（Ⅰ）、（Ⅲ）		看護体制加算（Ⅱ）、（Ⅳ）	
	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	介護老人福祉施設※	短期入所生活介護 (空床利用除く)
看護職員の配置	【加算（Ⅰ）】 ・常勤の看護師を1名以上配置。	【加算（Ⅰ）】 ・常勤の看護師を1名以上配置。  【加算（Ⅲ）】 ・算定日が属する年度の前年度または算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち要介護3以上の占める割合が100分の70以上)	【加算（Ⅱ）】 ・看護職員の数、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、厚令39第2条第1項第3号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上。	【加算（Ⅱ）】 ・看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上。  【加算（Ⅳ）】 ・算定日が属する年度の前年度または算定日が属する月の前3か月の利用者の総数のうち要介護3以上の占める割合が100分の70以上)
その他	【共通】・・・定員超過利用・人員基準欠如に該当しない。 【加算(Ⅱ)から加算(Ⅳ)】・・・当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡できる体制を確保。			

※地域密着型介護老人福祉施設において看護体制加算（Ⅱ）を算定する場合には配置すべき看護職員の数、表によらず、常勤換算方法で2以上。

### 【Q&A】看護体制加算～本体施設と併設ショートステイの一体的算定～

(平成21年4月改定関係Q&A vol.1問78参照)

問 本体施設である介護老人福祉施設と併設ショートステイについて、一体的に加算を算定できるのか。

答 本体施設と併設ショートステイそれぞれについて別個に加算算定の可否を判断する。



#### ○看護体制加算（Ⅰ）

本体施設とショートステイでそれぞれ常勤の看護師を1人ずつ配置。

#### ○看護体制加算（Ⅱ）

- 本体施設とショートステイでそれぞれ常勤換算25：1以上、かつ、最低基準に加え1以上配置（本体施設のみ）。
- 本体施設と併設ショートステイを兼務する看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により双方に割り振った上で判断する。



## 【短期入所】 緊急短期入所受入加算

### 【算定要件】

- ・ 緊急短期入所受入加算は、緊急利用者（※）を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。

※ 緊急利用者とは・・・介護を行うものが疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により、居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者をいう。

- ・ あらかじめ、担当する介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること。
- ・ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録すること。
- ・ 受け入れ後に、適切な介護を受けられるように、担当の介護支援専門員と密接な連携を行い相談すること。

### 【算定対象期間】

原則 7日以内。

(ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となった等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合は、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算算定可。)

### 【不適切な事例】

- ・ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項の記録がされていない。

## 【短期入所】長期利用に係る報酬の取扱い

### (1) 基本単位数

#### 【短期入所生活介護費の制限】

利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定しない。

### (2) 加算等項目

#### 【長期利用者に対する減算】

居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算する。

#### 【Q&A 長期利用者に対する減算】

(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 問76)

問 同一の短期入所生活介護事業所を30日利用し、1日だけ自宅や自費で過ごし、再度同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は、減算対象となるか。

答 短期入所生活介護費の利用に伴う報酬請求が連続している場合は、連続して入所しているものと扱われるため、1日だけ自宅や自費で過ごした場合には、報酬が30日を超えた日以降、減算の対象となる。

